

処 分 基 準

B-e-12 の 1
令和 5 年 4 月 1 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第 75 条の 26 第 1 項
処 分 の 概 要： 特定自動運行実施者に対する指示
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第 75 条の 26 第 2 項
処 分 基 準： 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話 (052) 951-1611 内線 5195
備 考：